

アンシータッチ メンテナンス保証規定

アンシータッチメンテナンス保証規定（以下「本保証」といいます）は、ANSHI JAPAN 株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するサービスです。本保証にご加入いただくお客様（以下、「お客様」といいます）は、「アンシータッチメンテナンス保証規定」（以下「本規定」といいます）に同意し、本保証にお申込みいただくものとします。お客様は、保証書に記載された製品（以下「製品」といいます）について、本規定に定めるところに従い、修理（以下「保証修理」といいます）サービスを受けることができます。

第一条 保証範囲

1. 本保証は、（１）お客様が本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにも関わらず、本製品に生じた電氣的・機械的故障で且つ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます）の保証規定にて保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます）及び（２）本製品に破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、風災、雪災等、お客様の責によらず本製品の機能が正常に働かなくなる場合（以下「物損」といいます）を対象とします。
2. 但し、第十条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、自然故障及び物損であっても、本保証の対象外とします。

第二条 保証限度額

本製品の購入金額を保証上限金額の限度額（以下「保証限度額」といいます）として本保証に係るサービスの提供を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金額となります。

第三条 保証期間

本保証は（１）自然故障については本製品のメーカー保証期間終了日の翌日、（２）物損については本製品購入日より、それぞれ効力を生じ、自然故障及び物損のいずれについても製品を購入後 3 年後に保証が終了します（以下、この期間を「長期保証期間」といいます）。なお第五条に定める事項に該当する場合には、本条の定めに関わらず本保証は終了となります。なお、事由の如何を問わず、メーカー及び販売店の事情により本保証外で交換品（新品）が提供された場合でも、当初設定された長期保証期間が延長されることなく、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第四条 保証内容

長期保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、当該自然故障又は物損に係る保証修理に要する金額が、保証限度額未満に収まる範囲内で保証修理を行います。

第五条 保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。なお、本保証の終了により、自然故障及び物損のいずれに関するサービスも終了いたします。

1. 第三条に定めるところに従い、長期保証期間が満了した場合。
2. 保証修理として代替品が提供された場合。
3. メーカーの倒産、事業撤退、その他メーカーがその責任により本製品の修理または交換による修理を行えない場合（事業承継等によりメーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合は除く）。

第六条 お客様のご負担となる主な費用

以下に定める事由ないし費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

1. 本製品が修理対象製品以外の場合。
2. 本製品の設置・工事費用及び本製品の処分に係る費用（リサイクル費用を含む。以下同様。）並びに代替品提供の際に発生する送料及び設置・工事に係る費用。
3. 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
4. 保証修理を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用。
5. 本製品が出張修理対象製品以外の場合に、お客様のご都合により出張修理又は引き取り修理を希望される場合のこれに伴う諸費用（出張費用、引取費用、梱包材等）。
6. 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要な費用。
7. 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

第七条 保証修理の依頼方法

長期保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、お客様は故障時のサポートセンター(下記記載)に連絡をして保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、弊社より保証修理手続きの手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の自然故障に関しても同様に、サポートセンターに修理をご依頼ください。

1. お客様による保証修理のご依頼を頂いた際、弊社は、お客様の本保証に関する登録情報（製造番号、製品情報及び個人・法人情報等）の確認をいたします。お客様より保証修理依頼に際してご通知頂いた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知を頂けない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証確認書の保管・管理に十分ご注意くださいようお願いいたします。
2. 弊社以外で修理をご依頼された場合には、本保証は適用されませんのでご注意ください。
3. 火災に起因する損害の場合には、罹災証明書の原本（最寄りの消防署にて発行）をご用意いただく必要がある場合があります。
4. 破損、破裂に起因する損害の場合、不具合のある本製品の写真を用意いただく必要がある場合があります。
5. 弊社が必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。
6. お客様のご都合により、修理受付日から 1 ヶ月経過しても修理の着手が出来ない場合には、修理受付を無効とします。

第八条 登録情報の変更

以下の場合には、お客様におかれましては、速やかにサポートセンターまでご連絡ください。ご通知頂けなかった場合には、本保証が適用されないことがあります。なお、保証書に記載されたお客様情報の変更は、保証書に記載されたお客様からご通知頂いた場合に限り承ります。

1. 保証期間中に保証書に記載されたお客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規定をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご通知ください。
2. メーカー若しくは店舗より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

第九条 個人情報の使用

弊社は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、上記の目的の為、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社（委託会社、メーカー・修理会社・販売店・金融機関等）、保険会社等へお客様の個人情報を提供いたします。

1. 保証修理（代替品の提供）に際して弊社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
2. 本保証の履行に伴うリスクを対象とする保険会社との間の保険契約の締結。

第十条 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

1. お客様の故意又は重大な過失、メーカー保証の対象外である加工、改造、修理、若しくは清掃に起因する故障及び損害。
2. 記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。
3. 弊社以外の設置、工事が主原因として考えられる本製品の故障及び損害（施工不良等を含む）。
4. メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害（船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む）。

アンシータッチ メンテナンス保証規定

5. 地震、津波、噴火等の自然災害に起因する故障及び損害。
6. 消耗品（電池、充電電池、インクカートリッジ、フィルター、パッキン、ガスケット等）又はメーカーが指定する消耗品の交換に係る費用。
7. 消耗品単体の故障及び損害。
8. メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。
9. 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他のソフトウェアに起因する故障及び損害。
10. 経年変化あるいは、使用損耗により発生する現象で、経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、スプリングのヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等）
 1. 1. 本製品の機能及び使用の際に影響のない損害（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む）
 1. 2. メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。
 1. 3. 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
 1. 4. 部品等本製品の構成部分の一部であって、本製品中当該部分が無ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の仕様を満たさなくなるものが、弊社への本製品の提供時点で欠落している場合（本製品の欠陥により脱落し、お客様の重大な過失無くして紛失した場合を除く）。
 1. 5. 本製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。
 1. 6. 弊社が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、弊社が故障の存在を確認できなかった場合。
 1. 7. 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
 1. 8. 部品交換を伴わない調整、その他手直し修理、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
 1. 9. お客様ご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等を元の状態に復旧する費用。
 2. 0. 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により保証される場合。
 2. 1. 弊社を経由せず、修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
 2. 2. 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
 2. 3. 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
 2. 4. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国からの武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障及び損害。
 2. 5. 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
 2. 6. 本製品と異なる製品（製造番号が異なる等）の修理をご依頼された場合や、本製品の製造番号が確認出来ない場合（但し、火災等の弊社が対象と認める場合や、製品の内臓データ等から本製品と同一と確認できる場合を除く）。

第十一条 その他の注意事項

1. 故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理依頼品において、返却可能日をお知らせしている場合（お客様のご都合でお知らせできない場合を含む）、依頼をお受けした日から1年間を経過してもお受け取り頂けないときは、弊社にて自由に処分することができるものとします。その際には修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む）に加え、処分に要した費用の一切を、弊社の請求に従い速やかにお支払いただくものとします。
3. 弊社は、本保証について理由の如何に問わず、保証料金の返金を行いません。
4. お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規定にご同意いただいたものとします。
5. 本保証の内容などのお客様に重大な影響を及ぼす条件を除き、弊社はいつでも本規定の一部（お客様窓口の連絡先、受付時間等を含みます）を変更、修正、追加又は削除することができるものとします。変更した規約は、お客様が当該変更の内容を確認しうる状態になったとき（変更された規約がウェブサイトに掲載された時点及び変更等を拘置するメールがお客様に配信された時点を含みます）から、お客様に対して適用されるものとします。
6. 本規定等は日本法に基づき解釈されるものとします。また、お客様と弊社との間で訴訟の必要性を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

故障時のサポートセンター

電話番号 03-4510-5967

受付時間：10：00～17：00（営業日：月～金曜 休業日：土、日曜及び祝日）

2018年11月制定

ANSHI JAPAN 株式会社
代表取締役：吉原 領治

以上